

検見川浜地区協定書

(目的)

第1条 この協定地区内に植栽されている樹木等を維持するとともに、将来にわたって緑化を推進することにより、私達が生活する地区の住環境を緑豊かで潤いのある快適なものとすることを目的とし、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」という。）第20条1項の規定に基づいて定める。

(名称)

第2条 この協定は、検見川浜地区緑地協定（以下「協定」という。）という。

(協定区域)

第3条 協定の対象とする区域は、別添協定区域図に標示する検見川浜緑地協定管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する土地の全域とする。

(協定の効力)

第4条 この協定は、法律による認可を受けた日から起算して3年以内において、協定区域に2人以上の土地所有者等（法律第14条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなった時から効力を発生することになり、この時以後において新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達するため、土地所有者等は、その所有し、又は地上権若しくは賃貸権を所有する土地（以下「所有地」という。）の緑化の推進を図るため、一宅地に植栽する樹木の本数は、高木4本を基準とし、詳細については別に定めるものとする。

- 2 道路等に接する部分に「さく」等を設ける場合は、金網さく、鉄さく、その他これに類するもので透視可能なもの又は生垣等の植栽をするものとする。ただし、出入口、車庫等に用いる部分についてはこの限りではない。

- 3 植栽する樹木については、地区内の緑を豊かにするとともに、地区の特色を出すため樹木を次のものを参考に植栽することとする。

樹 種

ヒバ、サツキ、ツツジ、クチナシ、アズキ、ハナズオウ、サルスベリ、アジサイ、ウメモドキ、モクレン、モクセイ、ハナミズキ、カイドウ、モッコク、モミジ、レッドロビン等

(植栽樹木の管理)

第6条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木の病虫害防除、施肥、剪定等の適正な管理に努めなければならない。

- 2 植栽した樹木が増改築その他工作物設置等の支障となる場合は、原則として、移植するものとし、枯損した場合は補植する。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法律による認可を受けるものとする。

- 2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法律による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第9条 この協定は新たに土地所有者となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにし、この協定書の写しを譲渡しなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 第6条及び第7条に規定する緑化に関する事項を積極的に履行しない者又は、この協定に違反した者に対し、管理組合は協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。違反者等がこの要求に応じない場合、管理組合は協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定の認可通知書は管理組合が保管し、その写しとこの協定書の写しを土地所有者等全員に配付し、土地所有者等はこれを保管する。

(補足)

第12条 この協定に定めるもののほか、管理組合の運営組織その他について必要な事項が生じたときは別に定める。

植栽樹木

一宅地高木 4 本を基準に、下表により中木、低木、生垣に変換することができる。

換算率

高木	:	中木	:	低木	:	生垣
1	:	5	:	15	:	3 m

規 格

区 分	高木	中木	低木	生垣
樹高 m	3.50	1.80	0.30	1.20
目通り周 m	0.15			3本/m
枝張 m	1.00	0.50	0.30	植栽

例 高木 4 本を生垣に変換する場合 ⇨ 12 m の生垣

$$4 \text{ 本} \times 3 \text{ m} = 12 \text{ m}$$

高木 4 本を中木に変換する場合 ⇨ 20 本の植栽

$$4 \text{ 本} \times 5 = 20 \text{ 本}$$

高木 4 本を低木に変換する場合 ⇨ 60 本の植栽

$$4 \text{ 本} \times 15 = 60 \text{ 本}$$

また、複数の変換も可能である。

高木 4 本

高木 2 本を生垣に変換

$$2 \text{ 本} \times 3 \text{ m} = 6 \text{ m}$$

高木 2 本を低木に変換

$$2 \text{ 本} \times 15 = 30 \text{ 本}$$

高木 4 本

高木 1 本を生垣に変換

$$1 \text{ 本} \times 3 \text{ m} = 3 \text{ m}$$

高木 1 本を中木に変換

$$1 \text{ 本} \times 5 = 5 \text{ 本}$$

高木 2 本を低木に変換

$$2 \text{ 本} \times 15 = 30 \text{ 本}$$